

【研究論文】

「コミュニティミュージック」の概念と類型化^{1 2}
 — 英国・ドイツ・日本の実践例を踏まえて —

Classification of “Community Music”

- Based on practical examples from Japan, Germany and the UK -

藤山あやか

東京学芸大学大学院³、滋賀文教短期大学

要旨

The purpose of this study is to propose a concept of “Community Music” in order to spread this music style in Japan. “Community Music” is the music that connects the school music and the regional music of Japan. First, this study will grasp the international tendency of “Community Music” from the case studies and previous studies in United Kingdom and Germany and will examine the perception of “Community Music”, which especially relates to school education, and its educational significance. Second, this study will classify the practices of musical activities of some countries including Japan based on the features and functions of “Community Music”. Especially, the actual situation of “Community Music” in each country will be analyzed from the musical activities practiced within the school education and the possibility of adaptation to music education in Japan will be investigated by finding out the achievements and problems of “Community Music”.

Keyword : Community Music, Musical Activities in a community, Teacher Training Course

1. はじめに

「コミュニティミュージック」は、誰もが音楽をつくり、創造する権利と能力を持っているという前提のもとに展開される音楽活動であり (Kari & Olsson, 2002)、あらゆる文化的集団の人々に音楽に参加する機会を与えるための実践である (Higgins, 2012)。私たちの生活や社会の中には様々な音楽文化や音楽活動があり、例えば、地域固有の伝統芸能や民俗芸能、学校音楽教育、音楽アウトリーチ活動、音楽サークル、演奏会、バンドセッションなどがあげられる。しかし、日本ではこれらの活動を総称するものではなく、個々の活動

¹ 本研究は、平成 31 年度日本学術振興会科学研究費補助金 (若手研究, 課題番号 JP19K14223, 研究代表者藤山あやか) の助成を受けた。

² 本発表の一部は、第 36 回全国大学音楽教育学会全国大会 (2021) で発表された。

³ 連合学校教育学研究科芸術系教育講座

は独立したものとして実践されている。一方、国際的にみると、音楽活動の全体を包括する概念にコミュニティミュージックがあり、その理論と実践は学校教育をはじめ多様な生涯学習の場に浸透しつつある。教育的観点からみると、コミュニティミュージックの実践は学校と外部機関の連携による音楽教育プログラムの開発に貢献している。先駆的な取り組みを行う英国では、コミュニティミュージックが学問分野として確立しており、コミュニティミュージックに携わる音楽家「コミュニティミュージシャン」の雇用制度の整備も進められているなど、当該分野の支援システムが構築されており、積極的な実践が展開されている。

コミュニティミュージックは芸術文化の活性化及び発展に不可欠な要素として、音楽家や研究者、教育現場の中でも関心が高まっており、国際音楽教育協会 International Society for Education (ISME)の研究機関であるコミュニティ音楽活動 Community Music Activity (CMA)を中心に研究開発が進められている。一方、日本ではコミュニティミュージックとみなされる活動は存在しているものの、その概念は十分に認識されておらず音楽教育における研究や実践はほとんどなされていない。平成 29 年告示の学習指導要領では、地域と連携した授業編成を可能とするカリキュラム・マネジメントを確立する必要性が訴えられており、日本の学校に求められる教育課程が大きく変化する中で諸外国のコミュニティミュージックの実践は示唆に富んだものではないだろうか。

本稿では、まず、諸外国の事例および先行研究からコミュニティミュージックの実践を概観し、コミュニティミュージックの形態を筆者独自の観点から類型化する。そして、その類型を把握した上で、コミュニティミュージックを日本に適応させることの意義と課題を見出すとともに、コミュニティミュージックに基づく教育実践の方向性を明らかにする。

2. 「コミュニティミュージック」の教育的特徴

ここでは、英国とドイツの音楽教育における実践から、教育的観点から見たコミュニティミュージックの特徴を明らかにする。まず、ISME のホームページによると、コミュニティミュージックは「そこに参加する人たちが、彼らが所属するコミュニティにおいて音楽を普及し、発展させていく担い手となっていくよう奨励し、力づける。これらすべてを通して、コミュニティ音楽活動は、共有領域を通して関わることによって、フォーマルな音楽教育を補完し、その可能性を広げるものである」と明記されている。しかし、コミュニティミュージックは、それぞれの国や地域のアイデンティティや歴史を反映させたものでもあるため、その捉え方は各国の実践者や研究者に委ねられており多岐にわたる活動が展開されている。一方、ISME の声明を踏まえると、地域社会と密接な繋がりを持つ音楽活動がコミュニティミュージック拡張の鍵を握り、特に学校教育との関わりに着目した実践開発が求められていると考えられる。

ヒギンズ (2012)は、コミュニティミュージックを、(1) コミュニティの音楽、(2) 共同体の音楽制作、(3) 音楽リーダーやファシリテーターと参加者が積極的に関わり合う音楽活動と大きく3つに特徴付けている。ヒギンズは、特に第三の特徴に着目し、コミュニティミュージックの実践は学校と外部機関との音楽交流であり、音楽教師と演奏家、地域社会のパートナーシップによる音楽教育であると論じている。これらの活動をファシリテートする音楽家は「コミュニティミュージシャン」として、多様なコミュニティに介入し、参加者同士が創造的な音楽体験を共有する場を支援する役割を担っている。例えば、学校で活動するコミュニティミュージシャンは、ファシリテーターとして教育現場に介入し、音楽教員とのパートナーシップにより既存の音楽科カリキュラムを補完するとともに、教室にいる子ども達同士や教員が主体的に、誰でも参加できるワークショップを実践している。

筆者がフィールドワークを行うドイツでは、州政府と基礎学校、公立音楽学校との連携による組織的な音楽教育プロジェクトが各州で実施されている。ハンブルク州の事例から、音楽を通じた器楽学習プロジェクト “Jedem Kind ein Instrument (どの子どもたちにも一つの楽器を)” (以下、JeKi)を取り上げる。JeKi プロジェクトは、2年生以上の子どもたちが選択した楽器の演奏技能を習得させる器楽学習である。講師は、公立音楽学校に所属している教員やフリーランスの音楽家が担当し、音楽科教員との連携により授業カリキュラムに位置付けた活動が展開されている。主に移民の子どもたちへの文化的学習の促進を目的とし、2007年以降、類似する音楽教育プロジェクトが各州の基礎学校で導入されるようになった⁴。JeKi プロジェクトは、学校における音楽との出会いを促進させる音楽教育プログラムであり、子どもたちの音楽的価値観とアイデンティティ形成に繋がること (Pitts, 2012)、そして、公教育で子どもたちに特定の文化的活動を経験させることは、子どもたちの教育や将来の社会的地位の保持に貢献することが成果としてあげられている (Valetic & Andreas, 2018)。ケルツ-ヴェルツェル (2009)によると、ドイツのコミュニティミュージックは、コミュニティの文化的生活を豊かにするという点でも社会に影響を与え、恵まれない人々や音楽文化への関わりがないと考えていた人々に音楽活動の機会を提供することが目的とされている。

学内外機関との連携プロジェクトとして日本の取組みを概観すると、音楽アウトリーチ活動⁵があげられる。学校での音楽アウトリーチ活動は、演奏家の連携による教育実践として様々な実践が展開されており、教育プログラムの開発も進められている。現在、芸術アウトリーチ事業を導入する自治体も存在し、導入されてから約20年にわたり実践・研究が継続されており現場レベルでは有用性が実感されている (永島, 2021)。また、塩

⁴ JeKi プロジェクトの概要については、藤山あやか (2020). ドイツの音楽教育における多文化共生に向けた取組み ——ハンブルク州 Jedem Kind ein Instrumentプロジェクトの事例から—— 滋賀文教短期大学, 22, 29-38. を参照されたい。

⁵ 音楽アウトリーチ活動は、音楽家が学校や社会福祉施設などコンサート会場以外の場所へ出向いて、普段音楽に触れることない人々に演奏を提供し音楽活動を普及するものである。

原 (2019)は、音楽アウトリーチ活動を身近にあるコミュニティミュージックとして、国立音楽大学音楽教育専修の学生を対象に「音楽リーダーやファシリテーターの介入」に着目した音楽ワークショップを実践している。

これらの教育実践は、学校と学校外の組織や音楽家のパートナーシップにより実施されており、いずれの活動もコミュニティミュージシャンあるいは音楽教員、音楽家の果たす役割は大きい。そこで、ヒギンズ (2012)の論考に着目し、諸外国および日本における音楽活動の形態を類型化することでコミュニティミュージックの全体像を把握したい。

3. 「コミュニティミュージック」の類型化

コミュニティミュージックの特徴と機能に基づき、諸外国および日本における音楽活動の実践を類型化すると、コミュニティミュージックは大きく7パターンに分類される (Figure 1)。ここでは、学校教育と関わる4つの事例を取り上げて事例分析と評価を行い、教育的観点に着目したコミュニティミュージックの形態を把握する。

	内容	ファシリテーター	特徴	目的
パターン1	コミュニティA、Bを音楽ファシリテーターが結ぶ音楽活動	任意団体 (NPO法人、社団法人等)、企業、音楽家 (個人)	音楽交流・国際交流イベント	異なるコミュニティ、異文化間の交流
パターン2	コミュニティAに音楽ファシリテーターが存在し、コミュニティAが主体となる音楽活動	A:任意団体、保存会、音楽家 (個人)	伝統芸能・バンドセッション	音楽の伝承、演奏披露
パターン3	コミュニティA、Bの両方に音楽ファシリテーターが存在し、両者の連携による音楽活動	A:任意団体に所属するコミュニティミュージシャン/B:学校音楽教員	任意団体主導の音楽教育プログラム	音楽科カリキュラムの補完
パターン4	コミュニティAに音楽ファシリテーターが存在し、コミュニティAが主体となり、コミュニティA、B、Cの三者連携による音楽活動	A:任意団体、教員養成大学 (教員・学生)	音楽アウトリーチ活動	芸術文化振興
パターン5	コミュニティAに音楽ファシリテーターが存在し、コミュニティAが主体となり、自治体の協力や後援を得て実施する音楽活動	A:任意団体、音楽家	コンサート会場での演奏会	成果発表、各団体の取組みの発信
パターン6	コミュニティA、Bの両方に音楽ファシリテーターが存在し、両者の連携のもとコミュニティCで実施する音楽活動	A:芸術文化センター (ホール、劇場等)/B:管弦楽団、任意団体、大学	学習プログラムが設定された芸術体験学習	学校・地域の子もたちへの音楽教育
パターン7	コミュニティA、B、Cに音楽ファシリテーターが存在し、三者の連携体制のもと実施する音楽活動	A:行政/B:学校教員/C:公立音楽学校、任意団体	行政主導の音楽教育プログラム	音楽を通じた地域課題の解決

Figure 1. 「コミュニティミュージック」の類型化

まず、英国の実践は「パターン3」に分類される (Figure 2)。前述の通り、コミュニティミュージシャン (ファシリテーター1、以下F1)が、学校教員 (ファシリテーター、以下F2)とのパートナーシップのもとで、学校の音楽教育を補完することを目的としている。事例として、「Musiko Musika」⁶の音楽教育プロジェクト「World Music Academy」を取

⁶ 1998年、Mauricio Venegas-Astorga と Rachel Pantin によって設立された英国の音楽文化団体。Musiko Musika (2019). Quick Links: World Music Academy Retrieved from <https://www.musikomusika.org/world-music-academy> (2022年1月20日)

り上げる。当プロジェクトは、ワークショップを既存の音楽科カリキュラムに位置付け、教室にいる子ども達同士や教員が主体的に誰でも参加できることをコンセプトとしている。この実践は、国の音楽科カリキュラムに基づいているが、ワークショップの内容は各々のコミュニティの社会的、文化的、音楽的背景を配慮し、音楽教育における文化的多様性を尊重することでカリキュラムの内容を大幅に拡張している (Higgins & Bartleet, 2012)。英国における音楽科の授業は専門家によるサポートが重要視されており、これらの活動を行う資金提供団体への優先順位が高いため (Higgins & Bartleet, 2012)、民間が主体となる音楽教育プロジェクトの継続性が確保され、体系的なカリキュラム構築が可能となっている。



Figure 2. 「コミュニティミュージック」パターン 3

次に、日本に多く見られる音楽アウトリーチが当てはまるのは、「パターン 4」である (Figure 3)。例えば、教員養成大学が主体となる場合は、平成 29 年告知の学習指導要領に示されている「社会に開かれた教育課程」の実現に向けて、地域の人的・物的資源を活用した音楽アウトリーチ活動が実践されている。この活動は、大学 (コミュニティ A, 以下 COMM-A) の教員・学生がファシリテーターとなり、音楽家など地域の教育資源 (コミュニティ B, 以下 COMM-B) と、学校 (コミュニティ C, 以下 COMM-C) の関係性となる。一方で、学校現場でのアウトリーチは、実施・提供側は、地域社会との連携を主な課題に挙げており (永島, 2021)、学校教育での実践では、より学校側の立場に立ったアウトリーチを今後の課題としている (林, 2013)。

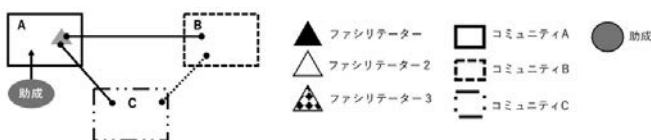


Figure 3. 「コミュニティミュージック」パターン 4

続いて、「パターン 6」は、子どもたちへの文化・芸術体験学習を目的とするもので、管弦楽団や芸術劇場が主体となって企画する音楽教育プロジェクトなど、各国において多様な実践例があげられる (Figure 4)。日本においても、子どもたちに本物の音楽に触れてもらうことを目的とした芸術体験学習は、学校教育の中に積極的に取り入れられている。ここでは、行政や文化施設が学校と連携して実施する取組みとして、「滋賀県文化体験プログラム」を事例にあげたい。当プログラムは、滋賀次世代文化芸術センター (COOM-A) と、滋賀県内の文化施設、芸術家・大学・行政・企業・NPO 等 (COOM-B)、

そして、学校現場（COOM-C）の連携によって運用されている。前述の「パターン4」と異なる点は、滋賀次世代文化芸術センターの中に音楽ファシリテーターの役割を果たすコーディネーター（F1）が存在し、プロの音楽家が実践者（F2）として授業をファシリテートすることである。このような連携体制により、学校の要望に応じた音楽科の授業を展開することが可能となっている。滋賀県補助事業から資金の助成を受け、子どもたちは大半のプログラムに無償で参加できることも、行政が参画するプロジェクトの利点であると言える。

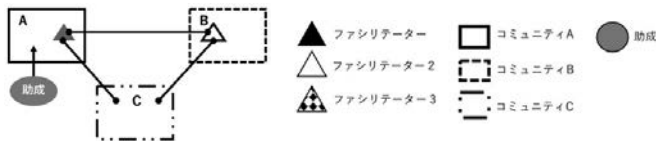


Figure 4. 「コミュニティミュージック」パターン6

最後に、「パターン7」の事例として、ドイツ・ハンブルク州の JeKi を挙げる。当プロジェクトは州政府と基礎学校、公立音楽学校の連携体制のもとに実施されている。特に、学校と学外のコミュニティとの連携を重要視し、各コミュニティに音楽ファシリテーターの役割を担う教員および責任者がいることは特筆すべき点である（Figure 5）。



Figure 5. 「コミュニティミュージック」パターン7

具体的には、ハンブルク教育省 JeKi 部門（COOM-A）に部門主任（F1）、基礎学校（COOM-B）に学校教員兼 JeKi コーディネーター（F2）、公立音楽学校（COOM-C）に音楽講師（F3）が存在し、三者連携のもと運用されている。JeKi に類似したプロジェクトは他州においても実施されており、いずれも当該パターンに分類される⁷。これらのプロジェクトは、州政府をはじめ地方の銀行や企業のスポンサー、個人の寄付により資金面の支援が整っていることから継続的に運用できている。清水（2021）は、これらのプロジェクトは基礎学校と公立音楽学校を始めとする教育機関や財団、研究機関等の協力により成り立つ音楽教育プロジェクトであり、政治的文脈と財政的・教育上の資源に裏打ちされる社会制度であると論じている。

⁷ ノルトライン＝ヴェストファーレン州の「Jedem Kind Instrumente, Tanzen, Singen」すべての子どもたちに楽器、ダンス、歌を」や、同州ノイス市の「Jedem Kind Seine Stimme」すべての子どもたちが自分の声で」などがあげられる。

4. 結論

本研究では、コミュニティミュージックを類型化することで、特に学校教育と関わりを持つ音楽活動の現状と課題を整理した。これらの考察から浮かび上がるのは、我が国においてコミュニティミュージックを浸透させるために必要な視点は、まずは、音楽家や音楽教員など音楽に関わるすべての人がコミュニティミュージックの担い手であると認識することである。コミュニティミュージックは、単なる音楽交流ではなく、他者との音楽体験を通して新たな価値を生み出す音楽活動である。実際に、コミュニティミュージックは既存の音楽活動の中で実践されているが、コミュニティミュージックが音楽教育全体の構図をまとめる概念として定着することで、学校と地域社会、そして自治体とが組織的な繋がりを持つ教育活動が展開され、学校の枠組みを超えた音楽活動が活性化されると考えられる。また、体系的かつ継続的な実践を展開するためには、コミュニティミュージックが社会的、政治的、教育的、音楽的な活動の集合体として機能する必要がある。そのためには、音楽リーダー・ファシリテーターの存在は不可欠であり、音楽家や音楽教員、そして大学等の研究機関は学校と地域を繋ぐファシリテーターとして新たな役割を担っていくことが求められる。今後の展望は、コミュニティミュージックが日本における現行の教育システムでどのように応用できるのか具体的な方法論を考察し、これからの音楽教育を担う学生の教員養成段階において、コミュニティミュージックの理論に基づく教育実践モデルを構築することである。

引用文献

- Higgins, L. (2012). *Community Music in Theory and Practice*. Oxford University Press.
- Higgins, L., & Bartleet, B. -L. (2012). *The Community Music Facilitator and School Music Education*. *The Oxford Handbook of Music Education*, 1, 496-511.
- 林陸 (2013). 音楽教育におけるアウトリーチを考える —— 基本的な考え方, 歴史的経緯, 最近の動向—— 音楽教育実践ジャーナル, 10 (2), 6-13.
- Kari, V., & Bengt, O. (2002). Community music: Toward an international overview. In Colwell, R. J., Richardson, C. P., & McCarthy, M. (Eds.), *The New Handbook of Research on Music Teaching and Learning* (pp. 730-758).
- Kertz-Welzel, A. (2009). *A matter of comparative music education? Community music in Germany*. *International Journal of Community Music*, 1 (3), 401-409.
- Krupp-Schleußner, V., & Lehmann-Wermser, A. (2018). *An instrument for every child: a study on long-term effects of extended music education in German primary schools*. *Music Education Research*, 1, 44-57.
- 永島茜 (2021). 音楽アウトリーチ研究の現在 —— 活動が抱える課題の分析と今後の方策—— 武庫川女子大学学校教育センター紀要, 6, 94-108.
- Pitts, S. (2012). *Chances and Choices: Exploring the Impact of Music Education*. New York: Oxford University Press.
- 塩原麻里 (2019). 音楽教育者養成におけるコミュニティ音楽活動の意義 国立音楽大学研究紀要, 53, 343-352.
- 清水久莉子 (2021). 社会制度としての音楽教育プロジェクト —— ドイツにおける“JeKits (Jedem Kind Instrumente, Tanzen und Singen)”の意義—— 日本音楽教育学会,

50 (2), 24-34.

藤山あやか (2021). 「コミュニティミュージック」の理論的視点 ——我が国の学校と地域を結ぶ教育プログラムの開発に向けて—— 全国大学音楽教育学会第 36 回全国大会プログラム, 8-9.

中央教育審議会答申 (2016). 幼稚園, 小学校, 中学校, 高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について (答申). Retrieved from https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/_icsFiles/afieldfile/2017/01/10/1380902_0.pdf (2022年1月20日)

滋賀県文化スポーツ部文化芸術振興課 (2020). 令和2年度文化芸術体験プログラム集 Retrieved from <https://www.pref.shiga.lg.jp/file/attachment/5149517.pdf> (2022年1月20日)

The International Society for Music Education. Quick Links: Community Music Activity Commission Retrieved from <https://www.isme.org/our-work/commissions/community-music-activity-commission-cma> (2022年1月20日)

【報 告】

青森市・東津軽郡における COVID-19 優先メッセージ

江連敏和

青森公立大学

abstract

This paper investigates the official information about COVID-19 available on the official websites of five local municipalities in Aomori-shi and eastern Tsugaru-gun to identify the priority information being provided. We found that each organization put different priority for delivering the information: the reservation of vaccines, the final support for small business owners, and the brief explanation of COVID-19. From the findings of the research, we need further investigations in more serious situations, for improving local service and delivery of such information to the public.

1. はじめに

新型コロナウイルス(COVID-19)の被害は世界中で拡大している。その被害の状況は人々の心に暗い影を落とすこともある。しかしこの状況は、非常時において自治体がどのメッセージを優先的に発信していくか考察する契機となる。本稿では青森市・東津軽郡において COVID-19 関連の優先メッセージの内容にどのようなテーマが選択されているのか調査報告を行う。調査からえた知見を元に、地域の自治体が COVID-19 に対して今後どのメッセージを優先的に伝達するべきか論考を加える。

非常事態における行政府からの情報伝達について、先行研究ではリスク評価の困難さ、そして情報発信者として行政府のあるべき姿勢という点から論じられてきた。例えば、Drabek (1990, p.130)では“Undoubtedly the most difficult policy area that local emergency management agency directors have had to confront during the past decade was crisis relocation planning (CRP).”と述べる。軍事衝突が起きた場合、地域内での被害予測とその対策を練る事が困難であるとする。また、大規模テロを念頭に、Larabee (2003, p.25)では“The aim of crisis management is to protect corporate image, usually presenting the organization as a rationale entity against the irrational forces of victims and critics.”と主張する。軍事衝突や大規模テロと同様、COVID-19 に関しても、感染危険性が高い場所を予測し、その対策を実践することが自治体には求められる。そのうえで、どのようなメッセージを優先的に発信するかが自治体への評価につながると考える。

2. 調査